

# 完成期古典派経済学における起債原則論

——マカロックとJ・S・ミル——

池田浩太郎

## 一 序

### 二 マカロックの起債原則論

### 三 J・S・ミルの起債原則論

### 四 ミルの起債原則論の特色とその学説史的地位

## 一 序

拙稿「生成期古典派経済学における起債原則論」（成城大学経済研究、五九、六〇合併号、昭和五十三年、所収）において、筆者は一七七六年刊行のスマスの「国富論」にはじまり、一八三〇年刊行のパーネルの「財政改革論」にいたる古典派経済学者たちの公債観を、とくにかれらの起債原則論を中心に考察した。そして当時においては未だ起債原則を積極的に主張するほどの議論が、かれらの間には展開されていなかったことをあきらかにして来た。かれらにとっては起債の問題よりも減債の問題の方が主たる関心事であったのだ。強いていえば、かれらは

完成期古典派経済学における起債原則論

## 完成期古典派経済学における起債原則論

起債に関しては、起債せざるをえぬ確実性や現実性を検討したにすぎなかったのである。これをしも起債原則論と呼ばねばならぬとするならば、われわれはハンスマイヤーにならって政治心理学的・徴税技術的側面からする起債原則論を、かれらは展開したというよりほかはあるまい。

起債原則とよぶに相応しいものを展開しようとした古典派経済学者たちの業績の公表は、おおよそ一八四〇年代まで待たねばならなかったのである。そしてこれについての萌芽は、まずマカロックの公債論にみとめられるであろう。

### 一 マカロックの起債原則論

元来、マカロックの公債学説ないしは起債原則学説の特色は、彼自身、後掲書の初版の序文でのべているように、彼以前の古典派財政学説がすでに陳腐になったり(スミス)、あまりにも抽象的にすぎて実用的でなかったり(リカード)、あるいは先人のもっていたこれらの欠点を充分には補いえなかった(パーネル)のような諸劣作について、これを補充し、もってこれを現実適合するように常識化した点に存するといえることができるであろう(後掲書、八ページ)。したがって、その公債学説にはオリジナリティはとくべつにはみとめられないといつてよいであろう。

彼の公債学説は大著、課税および公債制度の原理と実際的作用への一論(初版、一八四五年(J. R. McCulloch, A Treatise on the Principles and Practical Influence of Taxation and the Funding System, edited and with an introduction by D. P. O'Brien, Edinburgh and London, 1975. を本稿では使用する)第三編、公債制度にくわしく展

開されている。

マカロックも、もちろん、彼以前の古典派の人たちとおなじく、文明社会においては平和時には均衡財政がノーマルなものであると考えている。しかし戦時には平時とはことなつて戦費調達を社会的、経済的にみてもっとも有利な方法でおこなうことが特別な重要事となるという（前掲書、四〇一ページ）。マカロックもまた古典学派の伝統にしたがつて、まず経費の財務行政的分類、すなわち、經常費と臨時費に分類する。そして臨時費調達のための財源選択の形で起債ないしその原則が検討されるのである。換言すれば、その全額を租税で調達すべきか、ないしはその一部を増税によつて、他の一部を起債によつて調達すべきかの形で問題が展開されるわけである。

通常の場合には起債ないし、これにともなう公債の累積は利益よりも弊害の方が大であると考えられるとマカロックはいふ（前掲書、四〇五ページ）。この限りでは彼の見解は彼以前の古典派経済学者たちのそれと大差はない。しかも戦争勃発にあつても、戦費を起債によつて充足するよりも租税によつて調達する方が、社会的、経済的にみて、すでに以前の古典派経済学者たちがあげたような利点があると考える点においても、彼は全く古典派の伝統に従うものである（前掲書、四〇五―四一二ページ）。他面、マカロックはかかる一般的、理論的な観点と特定の諸条件の下にある現実政策的な観点とを区別して考察している。

もし戦費の調達にあつても、漸次的に増税してゆくことによつてこれをまかないうるならば、それは起債による調達より、よりよい財源調達方法である、といえるであろう。しかしながら戦費調達のための増税が、国民にたいし突然かつ圧迫的に作用する場合には、国民経済的には増税は起債より、より悪い作用をもつことになる。「かくて戦費調達を起債によるか、あるいは同額の増税によるかの政策は、一般原則によつては決定しえない

#### 完成期古典派経済学における起債原則論

い。その時々、に国がおかれている特定諸条件に依存することはあきららかである」(前掲書、四二二ページ、傍点は筆者のもの)。マカロックは、その時々々の状況下において、それぞれに相応した増税と起債とのバランスのとれた調達をこそ望ましいものとしているわけである。

マカロックは彼以前の古典派経済学者たちのような絶対的租税調達至上主義を放棄し、相対的な、いわばケース・バイ・ケース方式の常識論をもって起債を必要とする、ないし起債してよいケースの存在を認めたのである。

なお彼は政府権力の不安定性が租税増徴の困難をうみ、これがまた安易な財源調達手段としての起債を不可避たらしめている事実にも言及している(前掲書、四一九ページ)。

彼の起債原則論を一般的な形でいうならば、増税が経済界に大きなショックを与える所まで来たときには、それ以上の分については臨時費の租税による調達にかわって起債してもよい、ないし起債すべしと主張している、と考えてよいであろう。

ともかく、一八四五年にいたってマカロックは、古典派の経済学者のうちではじめて、起債すべき、ないしは起債してもよいケースの存在について論じたことになるであろう。ただしこれはあくまで臨時費の調達に限ってのことであり、しかも支出される臨時費の性質ないし目的を考慮して起債がゆるされるのではない。主として調達される人々をとりまく社会的・経済的環境——経済的・政治心理学的・徴税技術的側面など——を考慮した上での起債の容認であったのである。

### 三 J・S・ミルの起債原則論

マカロックにおいてみられた起債原則論の萌芽は、J・S・ミルにいたってある程度体系化された形でわれわれの前にしめされることになった。そして、これは古典派経済学における起債原則論のただひとつの典型であるといつてもよいほど相対的に整備された体系をしめすものとなったといえよう。かくて、J・S・ミルの起債原則論は、スミスやリカードのそれをさしおいて古典派的起債原則論の典型としてあげべきものであるとおもう。その積極的根拠を以下にのべてみたい。

周知のように経済学説史上ミルは古典派経済学の集大成者であり、同時に次の時代の経済学説への過渡的要素をも多分にもった学者といわれている。われわれがここで主としてとりあげる彼の経済学上の名著「経済学原理」初版、一八四八年 (John Stuart Mill, *Principles of Political Economy, with Some of their Applications to Social Philosophy, Collected Works of John Stuart Mill, 2 vols., Toronto and London, 1965.* 末永茂喜訳、ミル、経済学原理、岩波文庫、五巻、昭和三十四年—三十八年) にもその性格は明瞭にあらわれている。「彼の学問的活動は、<sup>(1)</sup> おおよそ、既存のものゝの体系化された論述と完全化とをつよくねらった」ものといわれている。ミルはその「原理」においても、起債の原則を一応、正面から取扱ひ、いわば古典派的起債原則論といわれるべきものを体系化し、完全化した姿でわれわれにしめしているのである。

(1) J. J. Berakun, *Das Staatsschuldenproblem im Lichte der klassischen Nationalökonomie*, Leipzig 1911, S. 211.

表現をかえてみよう。古典派的起債原則論が共通してもつ、ないしは、もつはずであった性格はつぎの三点にまとめられるとおもう。すなわち、

1 特定要因から発生した臨時経費の必要とその充足に関連して、国民経済的利害の立場にたつて、これを増税によって充足すべきか、あるいは起債によって充足すべきかを問う、いわゆる財源選択論の形で起債原則論を展開すること。

2 国民経済的合理性を基準とした起債の歯止め論が、そのまま財政経済的・国庫的意味における起債原則論として展開されること。

3 経費を財務行政的に経常費と臨時費とに分類し、後者の経費支出の個別的目的ないしその特性に応じた財源充足論、いわゆる目的、関連的充足論、*die objektbezogene Deckungslehre* をなんらかの形でとり入れて起債原則論を主張すること。

古典派経済学者のうちで古典派的起債原則論が要求する以上の三項を相対的にもっとも忠実に、かつもつとも完全に充足したのがJ・S・ミルであり、彼の起債原則論であった。これがJ・S・ミルの原則論をもって古典派的起債原則論の典型といえる第一の根拠である。

第二にあげるべき根拠は、ミルの財政学説がすでに財政運営が近代化された時期に構想されている点である。すなわち、当時のイギリスでは、統一的予算制度にもとづく財政の近代的・統一的運営の慣習がすでにできあがって、ある程度の年限が経過していた。したがってこの時期に起債の原則を構想することは、今日われわれが起債原則論のもつ役割や意味について思いうかべると大差のない観念をもってこれを構想したと想像してよいで

あろう。

ミルの起債原則論が後世の起債原則学説におよぼした影響は、単にミルの母国イギリスにとどまらなかった。十九世紀半ば以降のドイツの代表的財政学者たちの起債原則論にも多大の影響をあたえているのである。カール・ディーツェル、ロレンツ・フォン・シュタイン、アドルフ・ワグナー、アルベルト・シェフレらの財政学者はイギリス古典派のそれとは異った起債原則論の類型を提示してはいる。しかしかれらは、その起債原則論を構想するにあたり明言すると否とにかかわらず、ミルの起債原則論をひとつの出発点とし、これを批判的に撰取することから作業を開始しているのである。<sup>(1)</sup>ミルの起債原則論をもって古典派的起債原則論の典型として紹介してよい第三の理由は、後世の起債原則学説に及ぼしたミルの多大なる影響に存するのである。

(1) たとえば十九世紀後半におけるドイツの代表的な公債論であるカール・ディーツェルの「国債制度論」(Carl Dietzel, *Das System der Staatsanleihen im Zusammenhang der Volkswirtschaft betrachtet*, Heidelberg 1855. 拙訳、公債の経済理論、千倉書房、昭和五十二年)においては、彼の公債理論の基礎を構成している、国民経済理論、とくに資本や信用学説、財政の基礎理論などの展開にあたって、かなりの部分は当時のもっともあたりらしい古典派経済理論であったJ・S・ミルの「原理」の研究の批判的撰取からなされているのである。

ディーツェルの公債学説は、いわゆるドイツ財政学の黄金時代を現出させた最初の学者ロレンツ・フォン・シュタインにほとんどそのままの形でただちにうけつがれる(Lorenz von Stein, *Lehrbuch der Finanzwissenschaft*, Leipzig 1860)。ついでアドルフ・ワグナーもまたディーツェル公債学説を基本的には承認しながら、それを整理する形で自己固有の公債学説の建設にとりかかっているのである(Adolph Wagner, *Die Ordnung des österreichischen Staatshaushaltes mit besonderer Rücksicht auf den Ausgabe-Etat und Staatsschuld*, Wien

1863.)。拙稿、ワグナー公債論とその学説的地位、成城大学経済研究、五五、五六合併号、昭和五十一年、参照。

J・S・ミルの起債原則論における問題提起は、全く古典派経済学の伝統にしたがったものであった。すなわち、臨時的経費の調達が必要が生じた場合の財源選択論としてこの問題を提起したのである。従来の古典派経済学者のそれとの主たる相違点は、J・S・ミルが財源選択論としての起債を考察するにあたり、その可否、ないし適否について原理的かつ体系的な検討にかなりの程度正面から取り組んでいるところにある。すなわち、ミルにあっては、問題となるのは「政府の諸目的のために貨幣を調達するにあたって、必要とされる金額までの租税を徴収することをしてしないで、公債という形態をもって国の資本の一部を徴収……するということは、どこまで正当なことであるか、あるいはどこまで得策なことであるか、ということである」(一)、八七三ページ、訳、(四)、一六一ページ、傍点筆者)。すなわち、スミスやリカードのように、公債敵視をむきだしにして財源選択における起債の不可避性や現実性についての論議ではなく、起債の可否ないし適否をも、問う柔軟な態度で起債原則論が展開されることになったわけである。

とはいえ、J・S・ミルは起債の諸原則について、真の意味において正面から、かつ体系的な議論を展開しているというほどでもない。体系的を重んずるミルが起債原則についてはそれほど充分体系的には論じていないことは若干奇妙にもわれる。そこでわれわれはまず、ともかくも起債の諸原則についてミルが論じているところを再構成し、体系化する仕事からはじめよう。興味あることは、ミルの立場が十九世紀後半の各国の財政学説における起債原則論の模範となるべき体系ないし形態を、潜在的にはもっていたということである。

一般的な表現をすれば、ミルの起債原則論は一応次のような方法から構成されているといえるであらう。すな



わち、ミルは、まず、起債の可否ないし適否の基準を起債目的と関連させて論じている。より精確に言えば、起債による財源調達によって可能となるべき国家の活動、ないし国家経費支出の種類あるいは性質が国民経済にたいしてもつ作用との関連からこれを論じている。ついで、これを、その経費支出を起債によって調達する場合に、財源となる資本の種類との相違から生ずる国民経済的作用との関連から論ずるのである。J・S・ミルの起債原則論はここで終わっている。しかし本来的に例えば十九世紀後半のドイツ財政学者たちがなしたように、これら両側面からの原則を総合的に考察し、その結果としての起債による財源調達の可否ないし適否の基準をしめすことによって起債原則論は完結するであろう。

ミルにあっては起債によって調達する可能性のある経費種類は臨時費のみである。

まず、臨時費支出のもつ国民経済的作用ないし性質如何にかかわらず妥当する基本原則は、課税による財源調達の原則である、とミルはいう。すなわち、「現在の需要に対しては現在の資金をもって——したがって課税でもって（筆者付加）——十分足りるようにせよ……。将来は、手当てをなすべきそれ自身の需要をもつであろう」（一、八七五、八七六ページ、訳、同、一六六ページ）というわけである。ミルにあっては経常費はもちろん、臨時費もまた原則的には起債による調達は認められないのである。

しかし、臨時経費調達財源としての起債は、いかなる場合にもゆるぎされないかという点、ミルは必ずしもそう考えているわけではない。例外の第一としては起債せざるをえぬ場合が考えられる。

ミルによれば、戦争などの緊急事態が発生した場合、その処理のためには巨額の経費を即刻に調達することが要請される。この場合、課税に財源をもとめることが国民のこれにたいする嫌悪感と脱税の普及とによって全く

不可能と考えられる時もある。この場合には、いわば経済的・合理的考慮を度外視して起債せねばならぬ事となるであろう。増税の不可能性のもとにおける臨時経費支出のケースにあっては、国民経済的観点からの起債の可否ないし適否を論ずる起債原則論は、そもそもあまり説得力をもたないのである。

第二に考えられる例外は、戦時のようなケースに限らず、ある特定の場合には経済的・合理的考慮によって起債がゆるされることもある、ということである。すなわち、国民経済的に考えて一時の大犠牲をえらぶべきか、あるいは長期にわたる小犠牲を選択する方がよりよいかの問題が生ずる場合がこれである。ここではその調達にあたり、「それ以上の負担が国民を余りにはなはだしく困窮させ、あるいは無気力にするであらうときだけ」(一、八七五ページ、訳、同、一六六ページ)その分に限って起債が合理的である、というのである。

J・S・ミルのかかる考え方は、もちろん従来より存在している古典派的理解の水準をこえるものでもないし、またその枠をはみだしているものでもない。上述した二ケースともにすでにスミスによって一応は言及されている。ただスミスはこれらを、起債してもよいという形では論じなかったのみである。マカロックにあっては、ミルにおける第二のケースとほとんど同様の見解が表明されていること既述のとおりである。もし上述二ケースの考え方をしも強いて起債原則に数えるならば、第一番目のものは徴税技術的起債原則、第二番目のものは政治心理学的起債原則と呼んでよいかもしれない。

さて、いままでのケースにおいては(臨時的)経費の性質ないし支出目的は問われなかった。しかし、ミルはさらにすすんでこれらをも考慮に入れた起債の原則について考察する。ミルによれば「……政府の臨時的経費に於て、それを支出することが何らかの理由により適当であると考えられるものは、多くは現在の世代を越えて利

益を、もたらすものである……」(傍点筆者)。すなわち、この経費は有用であるのみならず、何らかの意味において生産性をももつかもしれないものである。かかる臨時経費の財源調達にあたっては、特定の条件下では起債してもよいことになる。すなわち、その条件とは「……最初にその経費を負担することになる世代の勤労および犠牲によってその全額を支払ってしまうことが極度に不適切」(いずれも(一)、八七六ページ、訳、(四)、一六六ページ)な場合がこれである。かくてわれわれは、ここではじめて目的関連的充足原則とみなされるミルの片言隻句に出会りにいたったのである。しかしミルの既述の表現はこの観点からみると、非常に曖昧かつ消極的なものであるというほかはないであろう。

(一) ベルクムは先に引用したミルの句をもつて、ミルが生産公債に明白な承認をあたえたものであると考えている。しかしこれは必ずしもベルクムがいうほどの明白な意味をもつ句ではないとおもう。ベルクム、前掲書、二二六ページ。

経費支出の側面からするミルの起債原則論は、充分体系的に整理されたものでもなければ、また積極的に理論展開がなされているわけでもない。しかしともかく彼の論旨はつぎのように要約しうるであろう。すなわち、臨時経費の調達にあたって、戦費のごとく調達すべき額が巨大、かつ即刻の調達が必要のときには、その経費の性質如何を問わず、課税によって充足することが不可能である部分については起債によるほかはない。また臨時経費が世代をこえて永く利益をあたえる場合で、しかもこれを全部租税で充足することが国民経済的にみていちじるしい弊害をとまなう場合、そのいちじるしい弊害をうむ部分については起債してもよい、あるいは起債すべきである、と。

経費支出の目的ないし種類の側面から以上のような起債についての原則を打ちたてたJ・S・ミルは、ついで起債によってとりさられる財源の種類ないし性格の側面からの起債の原則をも展開した。これは本来、経費支出の種類や性格を考慮して打ちたてられるべき起債の原則を、さらに一層制約するための条件を付加した結果できあがった補完的原則であると考えてもよいであろう。換言すれば、前者の側面の起債原則と後者の側面のそれとは表裏の関係をもつべきものである。しかし既述のようにミルは起債について考察するにあたり、これが経費として使用される側面より、換言すれば、表の側面よりも財源の種類ないし性質という裏の側面からの検討の方をより綿密、かつより体系的に整理して論じている。いわば起債原則の裏側の方にミルは重点をおいて論述したといつてよいかもしれない。

既述のようにミルによれば公債は国民経済から資本をとり去ることを意味する。この場合とり去らるべき資本には次の三種類のものがあつた、とミルはいう。すなわち、

一 使用中の資本

二 外国の資本

三 不生産的資本または輸出資本、がこれである。

このうち、第一の、現に使用中ないし使用されることが予定されている資本をとり去ることになる起債はゆるされないといふミルは考へる。この場合には起債によってとり去られる資本は、主として設備や機械などにあてられている、またはあてられるはずであつた(固定)資本部分ではなく、労働の使用にあてられる、いわゆる可変資本といふことになる。これを財源とする起債は一方では労賃を減少させる結果となつて労働者階級を圧迫する。

他方、「労働者たちから徴収される価値は、国家の手には入らないで、労働を雇用する人たちの手に入る」(一、七八三ページ、訳、(四)、一六二ページ)ことによってこれは雇主に利益をあたえることになるのである。起債のかかる作用は、国民経済的にみると、租税による財源調達よりもより、悪い作用をおよぼすものであるといつてよい。使用中の資本からの起債は最悪の財政政策的手段のひとつであるとミルは判断するのである。

第二の外国資本からの起債はゆるされるものであるとミルは考えた。ただし外国資本からの起債は一般的には後進国の起債においてみられる現象である。すなわち、「比較的富裕でない国々の公債は、主として外国資本をもって応募される」(一、七八ページ、訳、(一)、一五八ページ)。この場合には起債は国民経済的に有害な結果をもたらさない。世界の一般的蓄積の溢流分(overflowing)が起債の財源となるとミルは考えるからである。

第三の資本種類(不生産的資本ないし輸出資本)からの起債もまたゆるされるものであるとミルは考える。かかる資本種類から起債がなされるのは主として先進国においてである。すなわち、「……富裕な繁栄せる国々の公債は、一般に生産的用途より引き去られた基金をもって応募されないので、所得から絶えずつくられつつある新たな蓄積をもって、あるいは往々にして公債に吸収されなければ植民地に渡り、もしくは外国で他の投資口を求めむべかりし新たな蓄積をもって応募される」(一、七八ページ、訳、(一)、一五八、一五九ページ)。

かかる資本からの起債は、つねに一部は資本の追加分をとり去る結果をうむ課税とくらべて、その国民経済におよぼす作用は、より有利でさえある。この場合、起債による財源調達によって労働者も国の産業もともに損害をうけないからである。それだけではない。このケースにおいては利子支払を考慮外とすれば、起債による臨時的経費支出が何人の生活低下をひき起すことなく、逆に労働の直接的購買に使用されることによって労働者階級

に有利な影響さえあたえるのである、とミルは考えている(二)、八七五ページ、訳、(四)、一六五、一六六ページ)。

さて、イギリスを先頭とする最先進諸国における資本存在の現状についてのミルの観察はつぎのようなものであった。すなわち、起債による資本の使用がなされなければ貯蓄されずに浪費されてしまったり、あるいは外国に流出することを希望したり、ないしは不生産的企業に浪費されることになるような資本が先進国にはつねに存在する。かかる資本の豊富な存在という状況は利潤率をいわば最低限度にまでおしやる傾向をもっている。事態が利潤の最低限度に達すると、財源的な側面からすれば労働者階級を圧迫することなしに新蓄積分を政府が起債によって徴収し、支出することが何ら国民経済に悪影響を及ぼさなくなるのである。かかる豊かな資本存在は最先進諸国においてはたしかに存在する、とミルは考えていた。そしてこれを象徴するものとしてすでに低下している利率が考えられる。起債による資本徴収によっても、なおその利率が上昇しない限り、その限度までは徴収される資本はいわば過剰となっている資本といふべきなのである。

ただしミルにあっては、それは過剰資本ないし遊休資本という形をもった感知されうる存在ではない。あくまで利潤率が最低に來ていること、あるいは起債によっても利率が上昇しないというような事柄から、間接的にそれが投資口を求めているものであったか、ないしは国民が新蓄積をやめるかする部分であったと推定される意味において、その存在が考えられるはずのものである。けだし、J・S・ミルにあっては資本とは生産的用途に向けられた物であり、しかもその物が資本たりえたのは、その物の性質によるのではない。資本家がその物を生産的用途に供しようと決意したときはじめて資本が成立すると考えられるからである(一)、五五、五七ページ、訳、

(一)、一一八、一二〇ページ)。

世界的規模でみると、「資本がきわめて急速に増加しつつある古い国々と、利潤がなおまだ高い新開の国々」とが相並んで存在する」(一)、七四六ページ、訳、(四)、八九ページ)と考えられるので、もし資本移動が自由であるならば資本の充分豊かに存在する先進国においても、その資本の投下口がつねにあると考えられた。

かくてミルはいう。後進国においては外国資本を財源に起債する場合には起債がゆるされる。また先進国においては資本供給が豊かであるので、「その政府は、国富に影響を及ぼすことなしに、ある程度までその国の資本の一部分を「起債によって——筆者付加」徴収し、それを歳入として「臨時費として——筆者付加」支出することができるわけである」(二)、七四八ページ、訳、(四)、九三ページ)と。財源の面からすると先進諸国は、事実上厳格に起債を制限しなければならないとはミルは考えていないようにおもわれる。

起債財源としてとり去られる資本の側面からのミルの起債原則論を要約してみよう。先進国、後進国ともに起債によって資本をとり去ることは、国民経済的生産性の側面からみて悪影響をおよぼさない。それゆえこの側面から考察するとき、起債はあくまで可能であり、何ら制限すべきものではないのである。

#### 四 ミルの起債原則論の特色とその学説的地位

起債原則に関するミルの考察はおおよそ以上のごとき内容をもつものであった。

ミルにおいては起債によって可能となる経費支出の側面からの起債原則と、起債の財源となるべき資本の側面からする起債原則とがともに考察されている。しかし両者の原則を関連づけて何らかの形の統一的起債原則を展開するという形をとってはいない。

このような起債原則論の展開形式から論理的に結論されることは、ミルにあつては起債原則もあくまで起債によつて可能となる経費支出目的の側面からするものが基本的重要性をもつものである。起債財源としての資本の種類からの起債原則は、あくまで前者の原則を制限ないし、補完する存在である、と考えざるをえないというところである。

かくてミルは一応経費使用目的の側面からの起債原則、いわゆる目的関連の充足論を展開したことになる、といえるであろう。しかし既述したように、ミルにあつてはその経費使用の目的、ないし性格について充分ふかく留意した上での原則であるとはいいがたい。この意味ではミルの起債原則論をもつて目的関連の充足論の典型とみなすには若干躊躇せざるをえない。むしろ目的関連の充足論の萌芽がみられたといった方が妥当かもしれない。しかしながら、多少とも目的関連の性格をもつ充足論を展開したのは古典派経済学者のうちではJ・S・ミルを措いて他にはいないということも同時に記憶さるべきことであろう。

従来、起債原則論における古典(派)的原則と称するものは、いわゆる目的関連の充足論を一つの典型にまで高めたものをいう。すなわち、ここでは充足原則の正しい展開と、正しい経費(の財務行政的)分類とは表裏の關係にある、と考える。そして国民経済的立場からの起債原則がそのまま国庫的・財政経済的立場からの原則でもあるという形をとるのである。かつてブルーノ・モルはこれをきわめて明確な形でわれわれにしめたので、彼のいうところをきいてみよう。

1 経常費は経常収入で充足すべし。

2 経常的・一回的経費(例、公共施設などのたてかえ)も経常収入で充足すべし。



3 本来の臨時費(例、戦費)は經常収入で充足すべし。短期間に費消される投資(例、特定の軍備拡張費)は同じ期間に元利償還の可能な公債によって充足してよい。

4 収益的臨時費は起債によって充足してよい。<sup>(1)</sup>

(1) Bruno Moll, Probleme der Finanzwissenschaft, Leipzig 1924, S. 63. これは十九世紀後半におけるアドルフ・ワグナーの起債原則論の展開以来、もっとも普通の見解となっていたものを明確な形で表現したものである。そしてかかる見解は最近までのドイツ財政学教書の叙述における模範となっているものである。参照、Alfred Amann, Grundsätze der Finanzwissenschaft, 1. Teil, Bern 1947, S. 130ff. Walter Weddigen, Allgemeine Finanzwissenschaft, 4. Aufl., Berlin 1964, S. 52f. und 60f.

さて、このモルの入用充足原則はまさにノン・アフェクタシオンの支配する統一予算運営下において、租税収入は経費支出と完全に切断された存在であるのに、起債収入は特定支出目的と結びついてのみ存在することを明瞭に示すものである。そして広義においてはモルの四原則そのものが、最狭義においてはモルの第四番目の充足原則こそが、一般に起債の古典(派)の原則と称せられるものである。

この第四原則を中心にして古典(派)的起債原則が論ぜられる所以は、一般に古典派経済学者たちといえども収益的投資のみは信用で調達することが望ましいし、かつゆるされると考えている、と信ぜられている点に存する。かくていわゆる古典(派)的起債原則は目的関連的起債原則の典型をなすものと信ぜられたのである。<sup>(1)</sup>

(1) アルバースは古典(派)的充足原則を上述のように理解し、これを目的関連的起債政策 die objektbezogene Verschuldungspolitik と呼ぶ。Willi Albers, Staatsverschuldung und Geld- und Kreditpolitik, Finanz-

完成期古典派経済学における起債原則論

archiv, N. F., 21. Band, 1961, S. 26f.

しかし、かかる古典(派)的起債原則論は古典派経済学の大成者J・S・ミルにいたってもなお未だ完成した姿ではしめされなかった。その理由は何処に求められるべきであろうか。思うに、その根拠には二つのものがある。すなわち、その第一は古典派経済学における生産性ないし収益性などについての基本的考え方にあり、第二は財源となる資本の側面からの原則と、目的関連的起債原則とを統合した起債原則をJ・S・ミルが打ちたてなかつたことにある。

第一の点から考察してみよう。

そもそも古典派経済学者たちは国債累積への強度の恐怖感をもち、それゆえにかれらにとつては国民経済的合理性の観点から起債にたいして厳しい「歯止め」をかけることが起債原則を定立する所似であった。したがってかれらは起債にたいしては非常に消極的となる。それがある、きわめて厳格な条件の下においてのみゆるしうるものと考へたであろうことは当然であろう。国民経済的合理性の観点からみれば——そしてこれは同時に財政的・国庫的観点でもあるが——起債がゆるされる条件としては起債の額が、その起債を財源とする特定の経費支出によって生ずる直接的収益でもつてその元利償還をカバーできる範囲に限られる、とかれらが考へたであろうと想像することも、またきわめて自然である。

ところで、古典派経済学者たちは個々の私企業の収益性をこえた概念としての国民経済的生産性の概念に想到してはいなかった。かれらには国民経済的生産性は個々の私的企業の直接的収益性の総計を通してのみ観念されるものであつたといつてよい。したがって公共性をもつべき、換言すれば、本来の意味において国民経済的合理

性をもつべき起債を考察するにあたって、たといかれらが国民経済的生産性をその基準と考えたとしても、それは私企業的・直接的収益性をこえたものとしては感得できなかったのである。

他方、自由放任的私企業活動に国民経済の調和と最高の生産性とを認める古典派経済学にあつては、直接的に収益性のある事業は原則的には私的企業活動に委ねるのが本筋であり、かつもつとも能率的であるがゆえに適切であると考えられた。したがって国家やその他の公共団体がかかる事業に乗り出すことは原則的には邪道であると考えられたのである。起債してもよい範囲を私経済的収益性のある公共活動のための支出に限定した、古典(派)的起債原則論といわれているものをJ・S・ミルが体系的、積極的には主張しえなかつたのも、彼の経済学説が基本的には古典派経済学のの伝統的立場の埒内にあることをしめしているにすぎないのである。

いわゆる古典(派)的充足原則をふくめ目的関連的充足原則は十九世紀後半のドイツにおいてアドルフ・ワーグナーによって、はじめて確立されたというべきであろう。彼は経費をその国民経済的作用が一年つづくか、あるいは一年以上であるかにしたがって経常費と臨時費とに区分し、さらに両経費種類を細分する。ついで、それぞれの経費細分に適合的な充足手段を発見する形で既述のような古典(派)的起債原則をふくむ目的関連的充足原則のひとつの典型をつくりあげた。<sup>(1)</sup>ワーグナーにいたってはじめてこれを確立しえたについては、いくつかの要因があるとおもわれる。しかしその重要なひとつは、国家の国民経済への介入にたいする基本的態度が古典派経済学者たちとはことなっていた点にもとめられよう。彼は私経済的収益性をこえた国民経済的生産性の観念をもつことができた。それによって私経済的収益性のある部門に公共経済が参加することもまた一応ゆるされることであると考えられたのである。古典(派)的起債原則と名づけられたものが、古典(派)経済学者たちによつ

### 完成期古典派経済学における起債原則論

てではなく、ドイツの財政学者によって完成ないし確立されたと考えざるをえないことは、まことに歴史の皮肉というほかはない。

(1) 前掲拙稿、ワグナー公債論とその学説史的地位、参照。

第二の点について考察してみよう。

ミルの起債原則論において、より体系的に論ぜられており、かつより重要な学説史的意義をもつ側面は起債財源の種類にもとづく、換言すれば、財源として取りさられる資本の種類にもとづく原則論であった。

起債財源となる資本の三分類論はミル自身の起債原則の体系においては、既述のように (1) 現に使用中の資本を除く (2) 外国資本 (3) 不生産資本、輸出資本に関しては、これを財源として起債しても国民経済的観点からして特別に問題がないと論じたにとどまっている。かくてこれをもってミル自身は目的関連的起債原則を単に制限し、補完する意味をもつだけの原則にとどまらしめたのである。しかも既述のとおりミルの目的関連的起債原則論は、単に古典(派)的起債原則論の萌芽たるにとどまるものであったのだ。

しかし彼の資本の三分類論はただちに一八五五年のディーツェルの「国債制度論」にとり入れられる。ついでこれはシュタイン、ワグナーがそれぞれ独自の起債原則論を成立させるにあたり、ひとつの有力な要素を提供することになった。

そして経費の目的からする起債原則と、資本種類の側面からする起債原則とを統合し、もって古典(派)的起債原則論をふくむ目的関連的充足論の典型をはじめてつくりだしたのは再三のべたごとくアドルフ・ワグナーであったのである。この意味ではミルの資本の三分類論は、その利用の方法には若干の相違はあるにしても、十

九世紀後半のドイツ財政学説における起債原則論の確立におおきな影響をあたえたものであることはたしかである。

さて、J・S・ミル自身は、(2)、(3)、の資本種類を一層ふかく堀りさげることによって過剰資本ないし遊休資本の存在をつきとめるまでにはいたらなかった。いわんや、これら資本種類の利用という立場から起債についての原則を考察することはほとんどなかったといつてよい。

しかし、ミルのいわゆる資本供給の豊富さをもつて私経済部門では使用しつくせぬ部分、ないし有効には使用しつくしえぬ部分をもふくむものと考え、過剰ないし遊休と推定される資本部分は、公共部門こそが起債によって有効に使用しうると考える方向にすすんだドイツ財政学者がいる。カール・ディーツェルがその人である。彼はかかる資本を起債によって公共部門が使用することによって、公私両経済部門——経済総体——のバランスよい発展を促すことを期待している。

ディーツェルのかかる論述は、一九三〇年代以降のフィスカル・ポリシー的財政学説によって打ちたてられた、もうひとつの起債原則論のタイプ、すなわち、*経済・(景気)政策的状況よりする充足論* *die sog. situatonsorientierte Deckungslehre* の先駆となるべき側面をもつたものである。注目すべきことはミル自身のうちにはかかる立場の起債原則論への展望がほとんどなかったことは事実であるにしても、それが全くなかったとは言い切れない点である。ミルは言う。「……たとえばアイルランドの産業的更生というような、あるいは大規模な植民政策関係ないし初等教育関係の措置というような、正義または博愛のために、公債によって巨額の資金を調達しようという提案がなされたとした場合……これに躊躇逡巡する必要はないわけである。これら目的のい

完成期古典派経済学における起債原則論

れかのために必要な経費は、その最大のものでさえも、おそらくはただ一人の労働者からでもその職を奪うこともなければ、また翌年における生産を毛織物ただ一エル、あるいは穀物一ブッシェルだけでも減少させることはないであろう」(二)、七四八ページ、訳、(四)、九三ページ)。ミルはこのようにのべて先進国における資本供給の豊富さの理由から、古典派的観念からすれば有用ではあるが必ずしも生産的とばかりは言えない国家目的にたいして公債財源によって経費支出することについても、また国民経済的にみてたいして反対すべき理由はないとしたのである。かかるケースにおいても(消極的に)起債してよいという態度をミルは漠然とみとめていたといえるかもしれない。資本供給の豊富さにもとづく利潤率低下を認めながら、同時に過剰となる可能性をもつ資本を、過剰資本ないしは遊休的資本としてその存在を認めようとはしなかったミルにあっては、これ以上積極的な形で経済政策的状況よりする起債原則論を展開することは全く不可能であったのであろう。

× × ×

ミルの起債原則論は目的関連的起債原則論(古典派の起債原則論)の典型たるべき要素をもつものであった。また同時に経済政策的状況よりする起債原則論(フィスカル・ポリシー的起債原則論)の先駆となるべきわずかな痕跡をもち合わせていたと考えてよい。しかしミルはそのいずれの種類の原則をも完成させえなかった。前者の最初の典型にはアドルフ・ワグナーが位置し、後者の先駆者としての名誉はカール・ディーツェルがうけることになった。かれらのいずれもがJ・S・ミルの起債原則論を下敷にして議論を展開したものであるといつてよい。起債原則学説史上におけるミルの地位は、おおよそ以上のところにあると判断しても大過ないものとおもわれる。